

# 地域に飛び出せ大学生！おかやま元気！集落研究・交流事業

## 補助金申請に当たっての留意事項

事業の進め方において特にご注意いただきたい点等をまとめましたので、よく読んで上で、補助金申請書類の作成等を行ってください。

### 1 申請書類等の提出方法について

申請書類は押印不要ですので、郵送での提出は不要です。メールで提出してください。提出は、大学の事務方を通していただいても構いませんし、先生から直接提出いただいても構いません。ただし、様式第1号の申請者は学長等、大学の代表者としてください。また、文書番号を付して提出してください。

### 2 研究の概要の記入について

調査対象地域で研究を行っていただくこととなります。計画作成の際は、当該おかやま元気！集落の課題内容や意向等を反映させたものとしてください。

### 3 対象事業について

地域と協働して取り組む調査・研究であることが前提です。大学単独で行うものは、本事業の対象となりませんので注意してください。

※本事業は、実施要綱の趣旨にあるとおり

- (1) 若者の視点や発想を生かした課題解決・地域活性化方法の企画立案を促す。
- (2) 若者と中山間地域等との交流を促進し、若者の中山間地域等への関心や愛着の醸成等を図る。

ことの両方を目的としており、単なる調査研究支援ではない点や(1)だけを求める事業ではない点に注意してください。

### 4 実施スケジュール等について

本事業では、調査対象地域を原則4回以上訪問し、本事業に関係する活動を行ったときは、SNS等で研究・交流内容を発信するとともに、事業の終了に当たっては、地域課題の解決に向けた提案書等を作成し、調査対象地域で成果報告会を実施することを事業採択の条件としていますので、適切なスケジュール管理にご配慮ください。なお、2月末を目途として実績報告書の提出が必要となりますので注意してください。

※実績報告書を提出前に、調査対象地域で成果報告会を実施することが必要です。

活動を行う際は、日程等を情報提供いただけたら助かります。可能な限り、本事業担当も同行させていただく予定です。

### 5 補助対象外経費について

本事業では、備品費、書籍代及び食糧費（講師等弁当代を除く。）は補助対象外となります。特に、取得価格が10万円以上の物品や電化製品等長期間の使用に耐える物品は備品として扱われる場合がありますので、取得の前に必ずご相談ください。また、本事業の活動による出張等が起因となり、大学の規定で支払われる日当等の福利厚生（地域

活動に影響を及ぼさない支出)については、補助対象外経費となりますので御留意ください。

対象経費か否か判断に迷われる場合は、本事業担当までご連絡ください。

なお、補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた金額となります(交付要綱第3条第2項)。千円未満の端数は、大学負担となりますので御留意ください。

## 5 マッチング地域外への旅費について

先進地視察等で、マッチング地域外での活動する場合の旅費も補助対象経費となりますが、地域外での活動意図や成果がわかるように、別途資料(地域外旅費の概要)を作成し、実績報告書の提出のタイミングで提出してください。

## 6 研究成果について

本事業では、調査・研究によって得られた課題解決・地域活性化方法だけでなく、地域と協働して、どのような調査・検討を行ったかについても事業の成果として捉えます。

実績報告では、その点に留意して「調査・研究の内容及び成果」等を記述してください。(地域訪問日数・人数も記載することとなります。)

また、実績報告書の提出時には、地域課題の解決に向けた提案書(地域で行う成果報告会での資料に提案事項を加えた資料で可)も併せて提出してください。

## 7 支出証拠書類について

領収書等は、購入した品物等が分かるようにしてください。(内訳の記載又はレシートの添付がなく、内容が分からないものは対象経費として認められません。)

路線バス・JR等公共交通機関に係るものについては、領収書に代えて、学内での復命報告及び経理事務による承認・支出書類で構いません。なお、領収書等の証拠書類は、PDF等のデータの提出のみで構いません(原本は不要)。

補助金の額は、千円未満の端数を切り捨てた金額となります(交付要綱第3条第2項)。千円未満の端数は、大学負担となりますので御留意ください。

## 8 支払い口座・概算払いについて

支払い口座については、原則、大学の代表口座に振り込むこととなります。個人口座に振り込んで欲しい場合は、委任状の提出が必要となります。委任状は大学印の押印が必要ですので、押印の上、郵送してください。

概算払いを希望される場合は、様式第7号を提出してください。なお、概算払い額が実績額を下回った場合は戻入の処理が必要となりますので、実績報告書を早めに提出してください。

## 9 事業の進め方

①県は、市町村を通じて、おかやま元気！集落へ本事業の活用についての要望調査を行う。

【2月末頃依頼、市町村提出〆3月末頃】

②県は、要望が出された地域課題に係る研究活動の実施について、コンソーシアムを通じて大学へ募集する(集落からの応募時点で連携希望研究室があれば、県からその大学へ個別に意向確認)。【4月上旬～5月上旬まで募集】

③県は、大学からの応募を取りまとめ、研究を行う大学を選定する。【5月上旬～5月中旬】

- ④県は、選定結果を基に、大学へ内示を行う。【5月中旬】
- ⑤選定された大学は県に対し、補助金交付申請を行う。
- ⑥県は、事業の内容を協議・審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行う。
- ⑦大学は、当該おかやま元気！集落にて調査・研究を実施する。【交付決定日～2月中旬】
- ⑧大学は、当該おかやま元気！集落にて調査・研究活動の成果報告会を行う。【2月下旬】
- ⑨大学は、補助を受けた事業が完了した後に、県に対し実績報告を行う。【2月末まで】
- ⑩県は、実績報告の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定した上で、請求に基づき大学へ補助金を支払う。(概算払いも可能。)【3月までに支払い】

